

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、平成 10 年 10 月に「都市計画に関する基本的な方針（以下、都市計画マスタープランという）」を策定し、これに基づき計画的かつ総合的なまちづくりを推進してきました。その後、10 年以上を経過した現在、人口減少社会の到来、少子高齢化の急速な進行、環境保全に対する意識の高まりなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、今日の社会経済情勢などの変化に対応した魅力あるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの改定を行うものです。

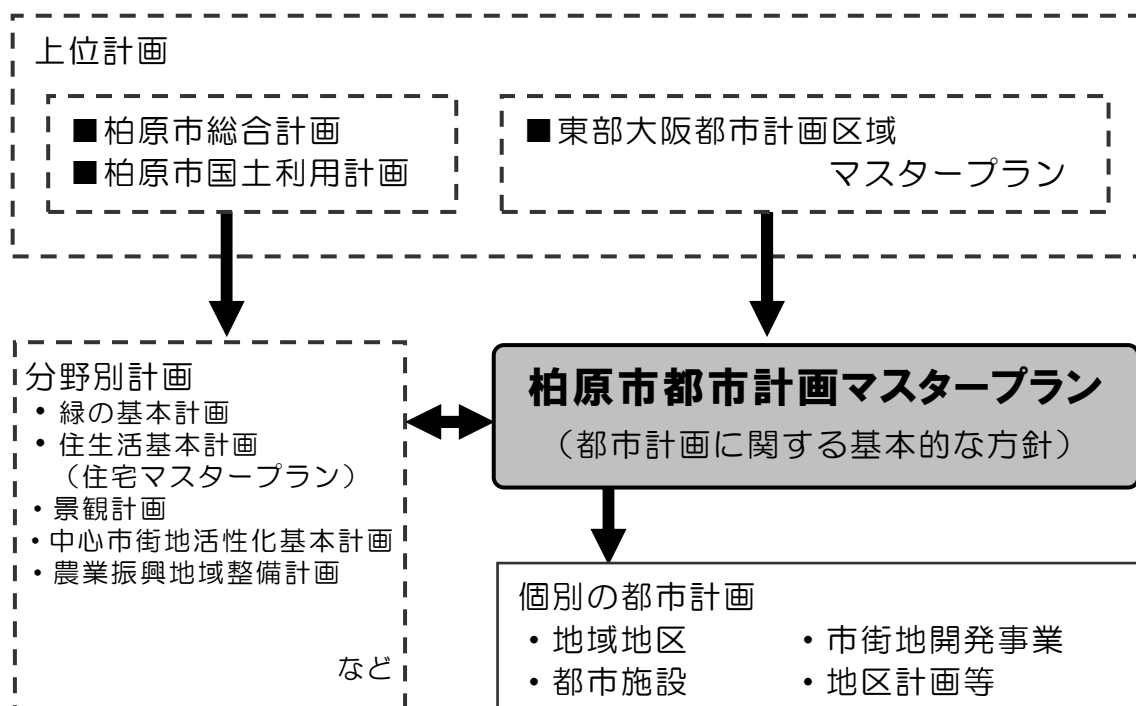
2. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市計画における長期的なまちづくり及び都市計画の総合的な指針を示す計画です。

上位計画である「柏原市総合計画」や「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）」に即して定められます。

■計画体系図



(2)都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、次のような役割を担っています。

- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示し、市民・行政・企業が協働して都市づくりを行う指針となります。
- ② 個々の都市計画相互の調整を図ることができます。
- ③ 個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

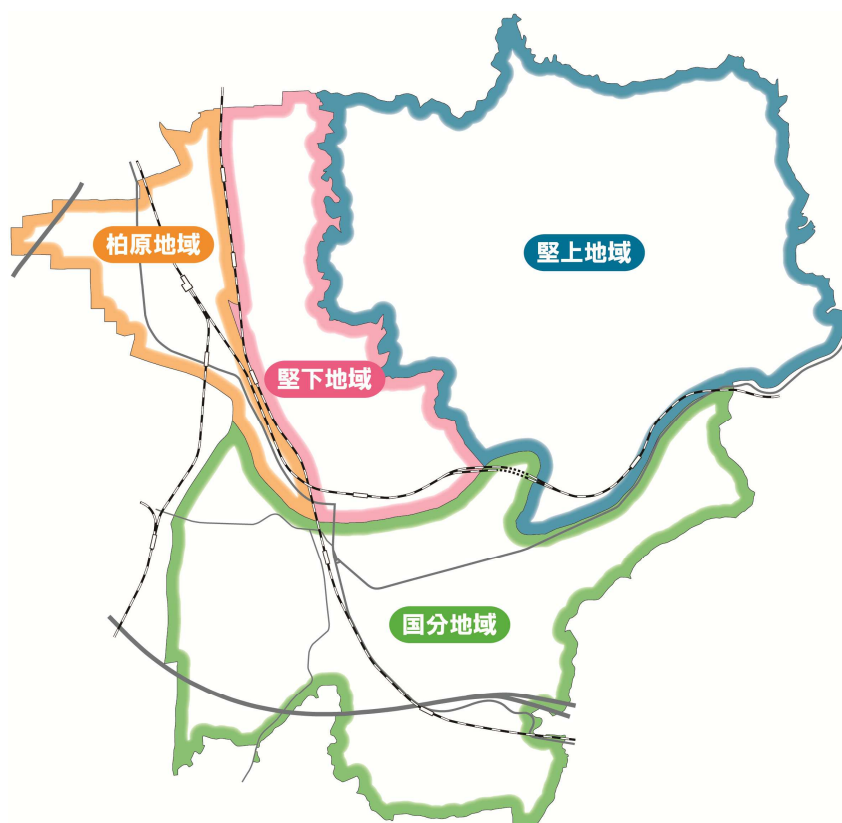
(3)目標年次

本計画の目標年次は、柏原市総合計画及び都市計画区域マスタープランの目標年次や計画期間等を踏まえ、平成32年とします。また、長期を見据えたまちづくりの基本指針とするため、さらに10年後の平成42年（2030年）を目標年次とします。このため、平成32年を本計画の中間年次とします。

今後、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化などを踏まえ、適切に見直しを行っていきます。

(4)対象区域

本計画では、総合的に都市計画やまちづくりを進めるため、柏原市全域（＝都市計画区域）を対象区域とします。



(5)計画の構成

柏原市都市計画マスタープランは次のように構成します。

